

議会運営委員会県外調査報告書

平成 29 年 7 月

1 調査概要

- (1) 調査箇所 滋賀県議会及び京都府議会
- (2) 出席委員 小島委員長、高橋(稔)副委員長、
武田、神倉、田中(徳)、加藤(元)、しきだ、土井、浦道、青山、
山口(ゆ)、松崎、相原の各委員
- (3) 随行者 田中課長、山崎グループリーダー、新倉副主幹(議会局議事課)
- (4) 調査日 平成29年7月27日(木)から28日(金)まで
- (5) 行程 [7月27日]
新横浜駅(集合) → 大津駅 → 滋賀県議会 → 京都市内(宿泊)
[7月28日]
京都市内 → 京都府議会 → 京都駅 → 新横浜駅(解散)

2 滋賀県議会

(1) 調査目的

滋賀県議会における、業務継続計画の策定など災害その他危機事象への対応、及び一問一答方式、県民参画委員会の実施など、議会改革の状況について調査するとともに、議会運営全般に関する取り組みや事例を把握し、本県の議会運営の向上に資する。

(2) 滋賀県議会事務局出席者

議会事務局次長、議事課長、政策調査課長、総務課参事及び議事課参事

(3) 委員長あいさつ

(4) 滋賀県議会事務局あいさつ

(5) 概要説明

以下の内容等について説明があった。

ア 議会の構成について

イ 議会運営委員会について

ウ 本会議の運営について

議会運営委員会の申合せにより、議場での資料掲示、質問の基本的事項等について詳細に定められている。

エ 委員会について

常任委員会については年間の運営方針を、特別委員会については重点調査項目等をホームページで公表し、重点的審議事項については委員間討議を行うこととしている。

オ 議案の説明に係る協議等の場について

全員協議会により実施している。

カ 陳情処理について

議決はせず、陳情一覧表のみを本会議で配付し、所管委員会へ原本を参考送

付する。

キ 議会改革等の取組状況について

住民との関係の強化、政策形成機能及び監視機能の強化、改革の着実な推進を柱に、議会改革検討委員会により検討を行い、県民参画委員会、会期と定例会の見直し及び議会基本条例の制定、政務調査費の見直しなどを実施してきた。

ク 業務継続計画の策定について

地震発生時において、議案等の審議や議決を行うための方策を検討する必要があったことから、議長の諮問により、平成27年6月から議会改革検討委員会で検討が行われ、平成28年2月に滋賀県議会業務継続計画を策定した。

対象とする災害は県内の広い範囲に大きな影響が及ぶことが想定される地震（内陸断層帯地震、南海トラフ巨大地震）の発生に対応することとし、議会業務の継続という観点から定例会議等の期間中の地震の発生を想定し、地震発生時の行動、安否確認の方法、代替場所の確保等について定めている。

また、議会事務局業務継続計画も併せて策定し、事務局における非常時優先業務の洗い出しや分析を行うとともに、業務執行体制の確保のための意思決定者の明確化、参集可能人数の把握を行っている。

ケ 議会 I C T 化の取組状況について

(6) 質疑応答

質 疑 会期の見直しにより通年会期にした効果はどのようなようであったか。

応 答 4月上旬から3月下旬までの通年会期としたが、従来の4回の会期期間を定例会議と位置づけ、年4回の議案審査を行っており、大きな変化はない。しかし、招集手続きが1回であること、緊急時等はいつでも本会議を開ける状態になっていることなど効果はある。また、専決処分の案件が減少している。

質 疑 定例会議の期間以外に、月1回程度の常任委員会を開催しているとのことだが、どのような内容を審査しているのか。

応 答 定例会議での委員会では提出議案について審査しているが、期間以外では執行機関からの報告について審査したり、現場での行政調査を行っている。また、開催日程については、あらかじめ年間計画を作成している。

質 疑 一般質問で一問一答を可能としているが、導入した経緯、メリット、また知事等が答弁しきれないということはないのか。

応 答 一問一答方式を採用した経緯は、平成18年に知事が代わってからであり、分割質問で質問と答弁が噛み合わないことを懸念して導入した。県民にわかりやすく、議会が活性化するメリットがある。

また、通告内であれば掘り下げた質問も可能である。確かに執行機関側では想定答弁を作成する苦労はあるが、実際は執行機関との打ち合わせで趣旨を明確にすることを申し合わせており、それを元に想定答弁を作成している。

質 疑 I C T の取組状況について、委員会における資料の閲覧とあるが、これはどのような内容か。

応 答 委員会資料も閲覧できるのではなく、インターネットでの情報検索を想定し

たものである。

質 疑 B C P（業務継続計画）策定について、滋賀県には琵琶湖があり、議員の参集に苦勞する場合もあると想定するが、滋賀県ならではの B C P の特徴は何かあるか。

応 答 確かに琵琶湖があるため、東西の行き来には課題があるが、南北では問題はない。滋賀県は、これまで大きな災害が少ないが、活断層帯があり液状化の被害を懸念している。琵琶湖西側では、主要道路が数本しかないところもあり、そのような状況でいかに参集をするかが課題である。

質 疑 風水害に対する議論をされているのか。

応 答 台風被害はあまりないが、検討課題だと認識している。風水害の被害は範囲が限定的あることから、特に B C P の対象とはしていない。

質 疑 B C P よりも B C M、マネジメントが必要であるとも思うが、そのような検討はされているのか。

応 答 現在は検討していない。今後の課題と考える。

質 疑 B C P を検討する際の論点はどこにあったのか。

応 答 定例会中や委員会開催中に発災した場合を想定し、予算対応や本会議開催の観点から検討を行った。議員個人の行動指針については、B C P には含めていない。

質 疑 議会事務局の業務継続計画に定められたマニュアルの整備状況はいかがか。

応 答 B C P が策定されたのが平成28年度であるため、これからの作業となる。

質 疑 知事が代わったことで一問一答方式を採用したとのことであるが、他にも前知事時代に対応したのものがあるか。また、現知事が就任して変更点はあるのか。

応 答 一問一答方式の採用や対面演壇の導入以外には特になし。現知事が就任したあとも特に変更点はない。

質 疑 陳情について、要約した陳情一覧表を配付しているとあるが、どの程度要約しているのか。

応 答 実際はほとんど要約せずに原文のままである。

質 疑 陳情の処理件数が年間3本ということであったが、その程度であるのか。

応 答 一般要望として取り扱う例もあるので、その程度の本数である。

質 疑 再質問、再々質問がそれぞれ10分以内とあるが、元の質問時間に追加してできるのか。

応 答 そのとおりである。

質 疑 議員提案条例の数が多いが、今年度検討している条例はあるのか。

応 答 昨年度検討していた条例が執行機関側で検討することになり、現在検討中のものはない。

質 疑 特別委員会の報告書と中間報告とはどのようなものか。

応 答 本会議採決日に委員長が口頭で途中経過を報告する場合がある。提言がある場合には報告書としてまとめているが、それ以外は口頭での報告が主である。

(7) 議場視察

速記による記録は行っていない。議場内2箇所（前面と後面）、演壇、対面演壇、事務局席に残時間表示器を設置している。平成18年度から一般質問のみ、一括質問方式に加え、分割質問方式と一問一答方式を導入するとともに、対面演壇を導入している。一般質問においては、最初の質問は既設演壇で行い、その後の質問は対面演壇を使用することとし、対面演壇は常設でなく、その都度設置している。

(8) 調査結果

本会議の運営について、代表質問は一括質問方式で、一般質問は一括質問方式、分割質問方式又は一問一答方式の選択制で行われ、発言通告にはその要旨まで明確に記載している。代表質問はすべての定例会で行い、交渉会派（5人以上の会派）が、全質問時間120分のうち2/3（80分）を均等配分し、残り1/3（40分）を議員数に応じて按分している。一般質問は、原則として発言通告のあったすべての議員を認め、割り振りを行っていない。質問時間は1人年間120分以内とし、1回の発言時間は30分以内（答弁は含まない）としている。質問方式については、質問項目ごとに一括質問方式、分割質問方式又は一問一答方式のいずれかを選択することができる。また、委員会所属議員は、原則として、その委員会所管事項に係る一般質問は差し控えることを申し合わせている。

議会改革の取組について、課題等の出現に応じて、各会派から選出された議員からなる議会改革検討委員会を設置し、課題に対する検討を行っている。これまでの主な取り組みとして、県民参画委員会の実施、会期の見直し及び議会基本条例の制定、政務活動費の見直しが挙げられる。また、テレビ広報「県議会ダイジェスト」を代表質問の同日夜に解説を付けて放映したり、議会だよりを閉会から20日以内に発行するなど、開かれた議会の取り組みも行っている。

さらに、本年5月から6月の各会派代表者会議において、議会改革の取り組みの検証を行った。

都道府県議会では初の策定となった業務継続計画については、地震発生時において議案等の審議や議決を行うための方策として、議長の諮問により議会改革検討委員会による検討が行われ、大規模災害などの非常時においても議会の機能維持を図るため、対象とする災害、災害発生時の行動、安否確認、議場が使用できない場合の代替場所等について災害時の組織体制や議員の役割、行動方針などが定められている。

以上のように、滋賀県議会を調査したことにより、本県の今後の議会運営の向上を考える上で参考に資することができた。

(9) 滋賀県議会調査の様子

あいさつする小島委員長



質疑応答の様子



議場見学の様子



2 京都府議会

(1) 調査目的

京都府議会における、議会棟以外での代表質問の実施や常任委員会による出前議会の実施など、議会改革の状況について調査するとともに、議会運営全般に関する取組みや事例を把握し、本県の議会運営の向上に資する。

(2) 京都府議会事務局出席者

議会事務局長、議事課長及び政策法務室長

(3) 委員長あいさつ

(4) 京都府議会事務局あいさつ

(5) 概要説明

以下の内容等について説明があった。

ア 議会の構成について

イ 議会運営委員会について

ウ 本会議の運営について

平成17年に分割質問を導入した際、対面式演壇を検討したが実現していない。再質問は持ち時間の範囲内であれば回数制限はない。

エ 委員会について

府民に開かれた議会を目指し、モニター視聴、インターネット中継、常任委員会の出前議会などを実施している。

特別委員会においては参考人招致を積極的に活用している。

オ 議案の説明に係る協議等の場について

全員協議会により実施している。

カ 陳情処理について

陳情・要望文書表として取りまとめ、所管委員会に送付するのみで審査等は行っていない。

キ 議会改革等の取組状況について

平成27、28年度については、議長諮問に基づき、大規模災害時の府議会活動指針の策定、政策提案機能や監視機能の更なる充実、府民にわかりやすい議会運営について検討・取組を進めた。

ク 災害その他の危機事象の対応について

大規模災害時における府議会活動指針の運用マニュアルに基づき、平成28年9月定例会の招集日において、議員の安否確認訓練（メール通信訓練）を実施した。

また、府民に開かれた身近な議会の推進及び議会棟被災時の対応訓練として、平成28年9月定例会において舞鶴市総合文化会館で代表質問を2日間実施した。2日間で地元高校生を含め1,400人近い傍聴者が来場し、府議会の議論を身近

に感じてもらえた。一方、議会棟以外での本会議の開催に当たっては、会議規則との整合、ホールでの議場等の設営、議事運営のあり方等の検証には役立った。

ケ 議会ICT化の取組状況について

(6) 質疑応答

質 疑 昨年9月に開催した議会棟以外での本会議（以下「北部議会」という。）の予算と移動した人数はどれくらいか。

応 答 予算額は約550万円であるが、代表質問2日間の開催であったため、そのほとんどが宿泊費であった。移動した人数は、議会事務局で約20人、議事説明者は危機管理の観点から副知事は1名にするなど出席者を限定した。

質 疑 北部議会では高校生の傍聴が多かったようであるが、周知はいつから行い、教育委員会との調整など、いつごろから準備を始め、どのような手順で進めたのか。

応 答 前年度の2月定例会で議論をスタートさせ、方向性を示し、6月議会で具体化し、教育委員会との調整を始め、夏の間、現地に赴くなど準備を行った。

質 疑 今年度はどうするのか。

応 答 4年に2回の開催を想定しているが、今年度は議長が代わり検討はまだ進んでいない。

質 疑 議会棟以外の本会議の開催について会議規則等との整合性はどうか。

応 答 開会日は議会棟での開催であるので、招集通知については問題なく、代表質問の開催は、行政実例などを参考に、開催場所の変更を議長の通知行為で対応した。今回の北部議会は特例扱いで対応したが、今後、継続的に開催するのであれば、会議規則等をどのようにするのかは、検討課題である。今後は、下期で南部での開催を検討していく。

質 疑 出前議会はどのような経緯から開始したのか。

応 答 常任委員会の管内調査のあとの地元との意見交換を出前議会として位置づける形でスタートさせたが、出前議会というなら本会議ではないか、という声に応え、北部議会の開催に至った。開かれた議会の位置づけを全面に出して開催している。

質 疑 北部議会や出前委員会に関して府民からの反応はどのようなであったか。

応 答 北部議会では、高校生から使われている言葉がわかりづらいという意見があった。また、出前議会では傍聴者との意見交換は行っていない。

(7) 議場等視察

速記による記録を継続している。対面式演壇や議場スクリーンは設置しておらず、演壇、事務局長席、事務局席に残時間表示器を設置している。

1階のロビーには視聴コーナーを設置し、本会議、常任委員会及び特別委員会をモニター視聴することができる。

(8) 調査結果

本会議の運営について、質問は一括質問方式と分割質問方式の選択制で行われ、発言通告には質問の要旨、方法及び答弁を求める者を記載している。代表質問はすべての定例会で行い、交渉会派（4人以上の会派）が行う。1定例会の質問時間を240分（120分×2日）とし、240分のうち60分を各会派に一律配分（15分）し、残りの180分を各会派の所属議員数に応じて比例配分する。一般質問は、1定例会の質問時間を240分とし、各会派の所属議員数に応じて比例配分（20分に満たない時間は20分単位で切り上げ）し、1人20分（答弁は含まない）を目途に実施している。

議会改革については、平成11年度からそれぞれの時期に応じた検討組織を設置し取り組みを進めており、平成14年6月定例会から常任委員会及び特別委員会のモニター視聴を、平成17年2月定例会からインターネット中継をそれぞれ開始するとともに、平成22年1月からは、常任委員会による出前議会を閉会中に実施している。また、平成27年9月からは、管内調査の模様や大学生との座談会などを盛り込んだテレビ広報番組「府議会café京都」も放映を開始している。現在は、平成29年7月3日の議会改革に係る議長諮問を受けて、議会改革検討小委員会及び作業部会を設置し、若者に向けた広報や情報化に対応した政策提言など、時代の要請に応じた議会改革の課題解決に向けた検討を行っている。

また、特別委員会の運営方法として、常任委員会との役割の違いを明確にするため、開催ごとに選定されたテーマに特化して調査・研究を行うことを基本とし、参考人として有識者等の招致を積極的に活用している。平成29年6月定例会では5特別委員会すべてで参考人招致を実施している。

以上のように、京都府議会を調査したことにより、本県の今後の議会運営の向上を考える上で参考に資することができた。

(9) 京都府議会調査の様子

あいさつする小島委員長



質疑応答の様子



議場等見学の様子



モニター視聴施設

